

令和6年2月7日
子ども・若者部
保育認定・調整課

世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 主旨

世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例に規定する「卒後の受け皿」に係る連携施設の設定義務を免除する旨の改正条例案を、令和6年第1回区議会定例会に提案する。

2 改正内容

条例第7条に第2項を追加し、区が家庭的保育事業等の卒園児を利用調整に当たり優先的に取り扱う措置を講じているときは、「卒後の受け皿」に係る連携施設の確保を要さないこととすることができる規定を設ける。

3 経緯

家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業をいう。）は、0歳児から2歳児までを預かる小規模な保育事業であることを踏まえ、省令において、「相談・助言等の支援」、「代替保育の提供」、「卒後の受け皿」の3項目の連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園といった連携施設の確保が、経過措置（令和6年度末）を設けた上で定められたが、令和2年4月の省令改正において、自治体が保育の利用調整を行うにあたって、家庭的保育事業等の利用乳幼児を優先的に取り扱う等必要な措置を講じている場合には、「卒後の受け皿」に係る連携施設の設定義務を免除する旨の規定が追加された。

区はこれまで連携施設の設定を推進してきたことから、省令改正に合わせた区条例の改正を行わなかったが、経過措置期間中に全ての家庭的保育事業等に連携施設を設定することが困難であることに加え、無理に全ての家庭的保育事業等に「卒後の受け皿」を設定するよりも、自宅からの距離や保育方針などを踏まえて進級先を自由に選んでもらう方が保護者のニーズに合致していること、また、進級先の無い低年齢児認可保育園との公平性の観点からも、進級先の無い2歳児クラスの卒園児に保育の調整指数の加点を行う現状の方法を継続することで、「卒後の受け皿」への対策とし、省令に合わせた規定の整備を図る。

4 改正案

別紙（新旧対照表（案））のとおり。

5 施行予定日

令和7年4月1日

6 今後のスケジュール（予定）

令和6年2月 令和6年第1回区議会定例会（条例改正案の提案）

3月～ 施設及び保護者への周知

令和7年4月 改正条例施行

連携施設確保に係る経過措置期間終了（予定）

世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p>○世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例 平成26年9月30日条例第35号</p> <p>第1条～第5条（略） （家庭的保育事業者等の一般原則）</p> <p>第6条（略） 2～4（略）</p> <p>5 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、<u>次条第1項第2号</u>、第15条第2項及び第3項、第16条第1項並びに第17条第1項において同じ。）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>6（略） （保育所等との連携）</p> <p>第7条（略） （1）～（3）（略）</p> <p><u>2 区長は、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるために必要な措置を講じているときは、前項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>第8条～第51条（略） 附則 （略） <u>附則</u> <u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>	<p>○世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例 平成26年9月30日条例第35号</p> <p>第1条～第5条（略） （家庭的保育事業者等の一般原則）</p> <p>第6条（略） 2～4（略）</p> <p>5 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、<u>次条第2号</u>、第15条第2項及び第3項、第16条第1項並びに第17条第1項において同じ。）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>6（略） （保育所等との連携）</p> <p>第7条（略） （1）～（3）（略）</p> <p>第8条～第51条（略） 附則 （略）</p>